

第6回少子化対策特別部会において 各委員からご要望のあった資料

次世代育成支援に関する主な給付・サービスの

給付費の負担割合と利用者負担

(単位：億円)

※100億単位(100億未満のものは10億単位)で四捨五入している

給付・サービス 種別	給 付 費					利用者 負担	費用 総額	
	国	地方 都道府県 市町村		事業主	個人			給付費 (合計)
育児休業給付 (※平成20年度予算ベース)	100	—	—	600	600	1300	—	1300
保育所(公立)(※1) (平成20年度予算ベース)	—	—	3600	—	—	3600	3300	6900
保育所(私立) (※平成20年度予算ベース)	3300	1600	1600	—	—	6600	4300	10900
延長保育(私立) (※平成20年度予算ベース)	—	—	—	—	—	—	—	—
病児・病後児保育 (※平成20年度予算ベース)	—	30	30	30	—	80	—	—
家庭的保育事業	—	10	10	10	—	20	—	—
放課後児童クラブ (※平成20年度予算ベース)	—	200	200	200	—	500	—	—
《参考》Ⅰ合計 (※上記のほか、 出産手当金等を含む) (平成19年度予算ベース)	25%	54%	11%	10%	100%	—	—	—
	(3300億円)	(7100億円)	(1400億円)	(1300億円)	(183100億円)	—	—	—
一時預かり	—	30	30	30	—	80	—	—
児童手当	2700	2900	1800	—	10300	—	—	10300
《参考》Ⅱ合計 (※上記のほか、 児童扶養手当等を含む) (平成19年度予算ベース)	25%	53%	14%	8%	100%	—	—	—
	(6400億円)	(1兆3600億円)	(3600億円)	(2100億円)	(2兆5700億円)	—	—	—
全戸訪問 ・育児支援家庭訪問	—	—	—	—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点	—	100	100	100	—	300	—	300
ファミリーサポートセンター	—	—	—	—	—	—	—	—
妊婦健診(公費助成)	—	—	300	—	—	—	—	—
《参考》Ⅲ合計 (※上記のほか、 社会的養護等を含む) (平成19年度予算ベース)	36%	59%	5%	0%	100%	—	—	—
	(11600億円)	(2700億円)	(2000億円)	0%	(49500億円)	—	—	—

※1)公立保育所運営費(延長保育含む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の単価による推計額。

※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を定めているが、その他のサービスについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が

次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。

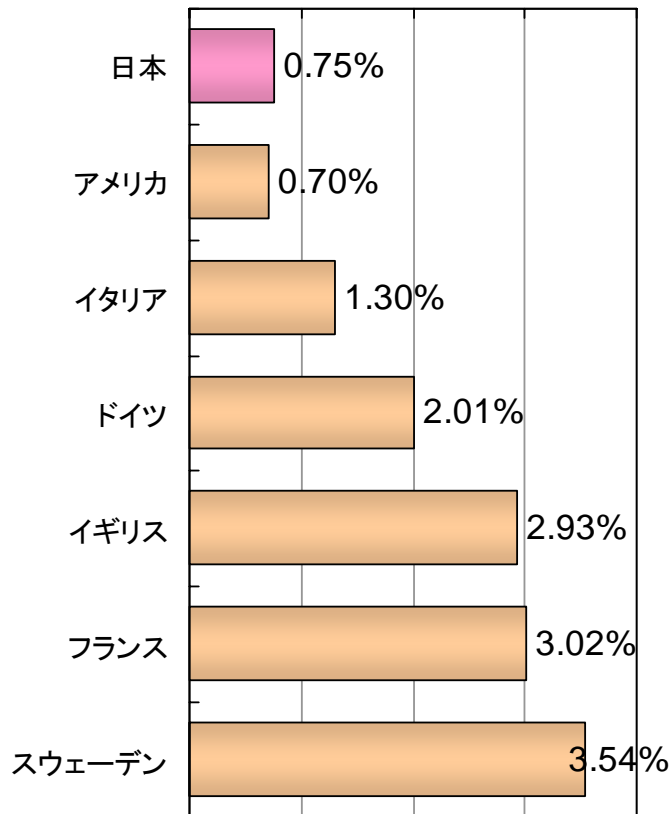
※4)妊婦健診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2.8回/H19.8)による推計額。なお、公費助成分以外は妊婦本人が健診費用を負担。

児童・家族関係の社会支出

○ OECD基準による家族分野への社会支出の対GDP比(2003年)

[家族関係の給付の国民経済全体に対する割合]

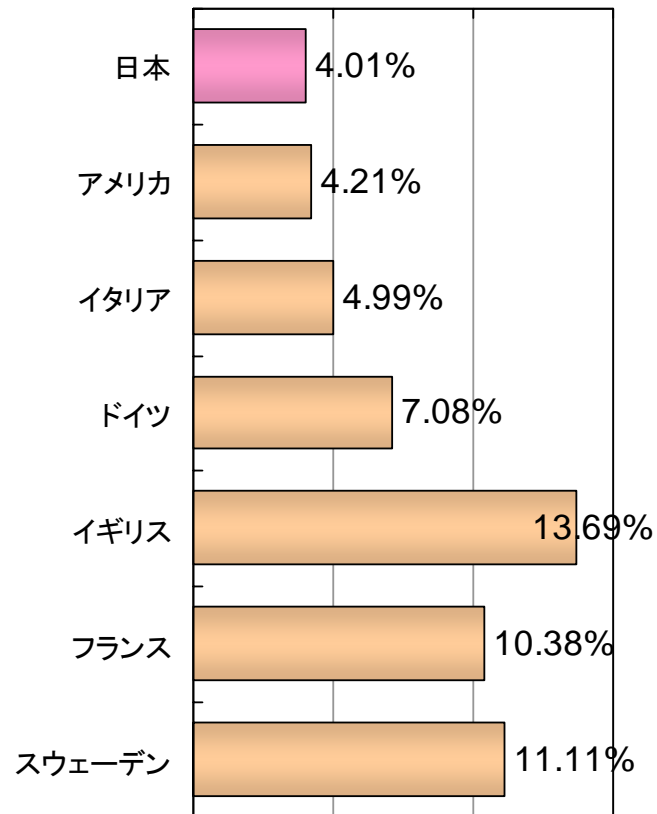
0.0% 1.0% 2.0% 3.0% 4.0%



○ OECD基準による社会支出のうち、家族分野への支出割合(2003年)

[家族関係の給付の社会保障関連給付全体に対する割合]

0.0% 5.0% 10.0% 15.0%

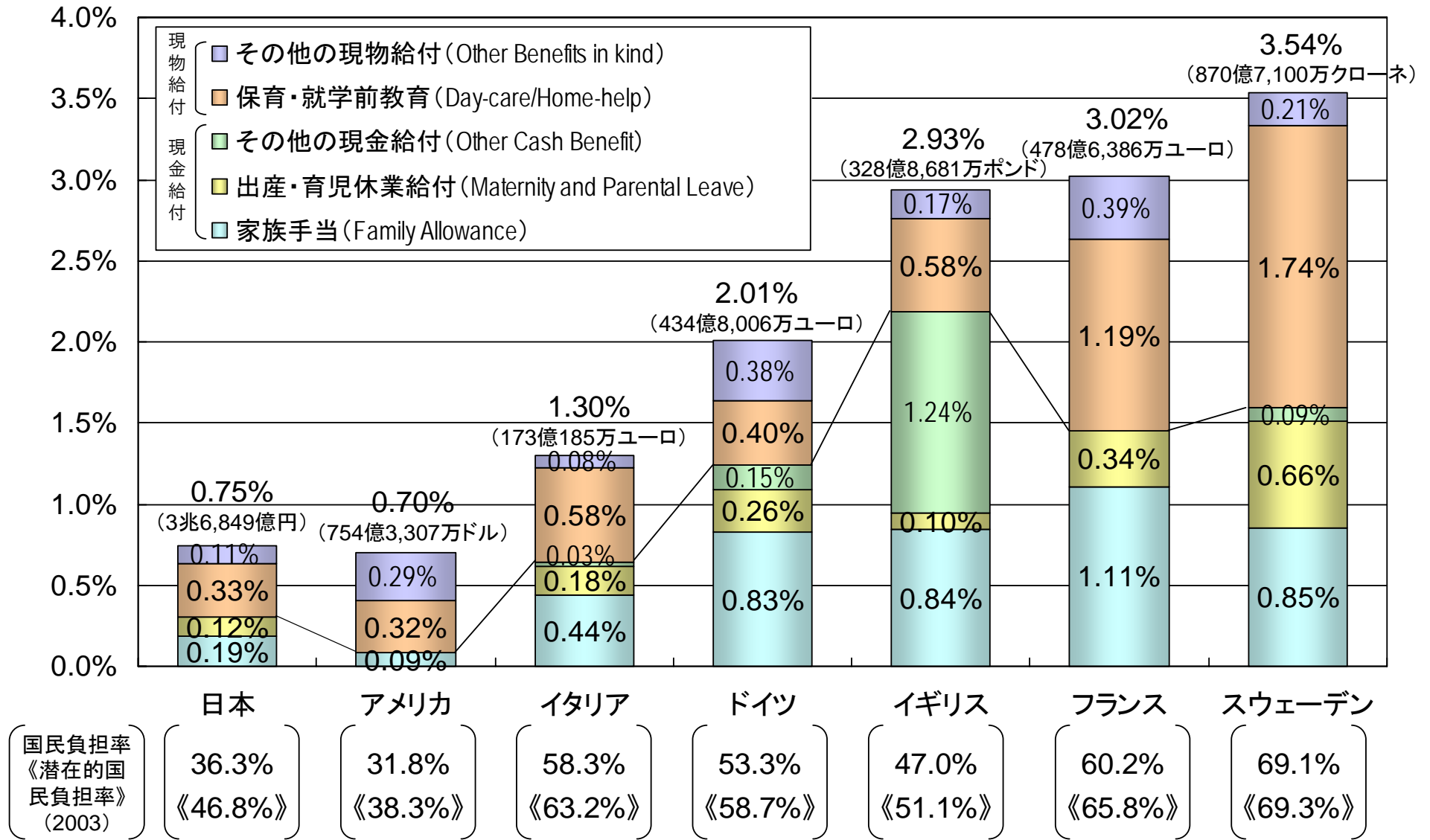


	社会支出全体の対GDP比(2003年)	国民負担率《潜在的国民負担率》(2003年)
日本	18.6%	36.3% 《46.8%》
アメリカ	16.6%	31.8% 《38.3%》
イタリア	26.0%	58.3% 《63.2%》
ドイツ	28.4%	53.3% 《58.7%》
イギリス	21.4%	47.0% 《51.1%》
フランス	29.1%	60.2% 《65.8%》
スウェーデン	31.9%	69.1% 《69.3%》

(注)家族関係の給付とは、出産や育児に伴う給付、児童養育家庭に対する給付(児童手当等)、保育関係給付、支援の必要な児童の保護に要する費用、就学前教育費など

資料: OECD "Social Expenditure Database 2007" (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「平成17年度国民経済計算確報」による。)

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料)OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書

「社会連帯による次世代育成支援に向けて」(平成15年8月)(抜粋)

3. 費用負担の在り方

(1) 基本的な考え方

- これまでみてきたとおり、次世代育成支援施策の中核的役割を果たす子育て支援施策に関しては、その充実強化を図る必要があり、その費用を支える負担（財源）についても、あわせて強化を図っていくことが必要である。
- この場合、子育て支援施策の財源構成は、現在のところ、施策ごとにそれぞれ異なっているが、効率化を図りつつ全体的に抜本的な強化を図る観点から、選択肢としてこれを総合的に見直し、新たな次世代育成支援システムの下で、財源の統合を図ることが考えられる。
- 子育て支援施策の中には、公費のみを財源としているものもあるが、厳しい財政状況の下で、今後公費のみで各種のニーズに対応していくことは容易ではないと考えられる。このため、国民一人ひとりが次世代育成支援のために拠出するという新たな枠組みを検討するとともに、あわせて、高齢者関係給付の伸びをある程度抑制し、これを支える若い世代の負担の急増を抑えるとともに、子育て支援施策の充実を図るといった給付構造の見直しを推進することが適当である。

(2) 現役世代・高齢者、企業・団体、国・都道府県・市町村の役割

(現役世代・高齢者)

- これまで、児童手当について、制度を拡充する観点から、国民個々人の拠出が検討された経緯があるように、次代を担う子どもたちの健全育成を図る次世代育成支援施策については、その充実を図る観点から、子の有無や年齢を問わず国民皆が費用を分かち合う仕組みとすることが適当ではないかと考えられる。
- この場合、高齢者については、国民皆が連帯して分かち合うという意味でも、また、社会保障制度を支える現役世代の子育ての負担に対する理解を示すためにも、目に見える形でこの連帯の仕組みに加わり、費用の一部を担っていくことが考えられる。

(企業・団体)

- 次世代育成支援施策と企業や団体の関係をみると、
 - ア) 児童手当については、将来の労働力の維持・確保の観点や企業等の扶養手当の代替という性格から、企業等もその費用の一部を負担しているほか、
 - イ) 保育所についてみると、就学前の子を持つ労働者が安心して就業を継続するために必要なサービスであり、その充実は企業等にとつ

でも大きなメリットとなっている。

- 次世代育成支援は、将来の労働力となる子どもの健全な育成を図るといふ面があるとともに、こうした子どもの育成が、現在そして将来の日本市場の消費の担い手となっていく面があることからすれば、企業等も、個々の国民とともに、次世代育成支援に関する費用の一部を担っていくことが求められる。

とりわけ保育については、現在、事業主からの拠出金の一部が充当されているが、事業主にとってのメリットやゼロ歳児保育と育児休業制度の代替関係も踏まえた両制度の整合性の観点から、企業等の負担の在り方を検討すべきである。

- ただし、実際の負担を考えるに当たっては、他の社会保障分野における企業等の負担の状況も踏まえつつ、社会保障負担全体を見渡す中で、その在り方や水準を検討する必要がある。

(国・都道府県・市町村)

- 子育て支援施策については、これまで国、都道府県、市町村が中心となってその費用を負担してきたところであるが、今後は、地域の実情に応じたきめ細かな取組が積極的に進められる仕組みとするとともに、少子化が急速に進行する中で、国の基本政策としてその充実強化を図っていくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、国・都道府県・市町村は、費用負担の面でも、それぞれの役割を踏まえつつ、引き続き重要な役割を果たしていくことが必要である。

- こうした費用については、そのすべてを市町村の一般財源で賄うべきとの議論がみられるが、2の(2)で述べた問題点を踏まえれば、市町村の自主的な取組を最大限尊重しつつも、国民全体で費用を分担するという形で、国・都道府県等が重層的に財政支援を行う仕組み(例えば、国全体で資金をプールし、これを次世代育成支援交付金といった形で児童数や事業量に応じて市町村に交付し、併せて都道府県が公費負担するなど)についてもあわせて検討し、最適な結論を得ていくことを期待したい。

(3) 共助の視点に基づく費用負担

- 次代を担う子どもの育成は、個々の子を持つ家庭のみならず、すべての国民にとって重要な意味を持つ営みである。このため、新たな次世代育成支援システムの費用負担も、親が子育てについての第一義的責任を有することを踏まえつつ、社会連帯の理念に基づき、「共助」の視点からすべての国民が分担していくことを基本とする仕組みが考えられる。

- その際、我が国の社会保障制度において中心的な役割を担っている社会保険の仕組みを活用して、国民が等しく費用を負担する枠組みを検討すべきではないかとの考え方がある。

- 具体的には、構想段階ではあるが、既存の介護保険や年金保険の保険事故に出生や子育てを追加して、新しい保険給付を創設してはどうかといった提案がなされている。一方、出生は、親の選択・裁量の下にあるものであり、いわゆる保険事故とすることにはなじまないのではないかといった意見や、子を持つ意思のない者や高齢者など給付を受けられる可能性が低い者も多数存在することから、リスク分

散を本旨とする社会保険として位置付けることは困難ではないかとの意見もある。

- 新たな次世代育成支援システムの費用負担の在り方を考える際には、国民一人ひとり、子どもを持ち、育てる立場となるかどうかについて、置かれた状況は大きく異なることから、給付の受給可能性のみに着目した制度を構想することについては慎重に考える必要がある。むしろ、次世代の育成がすべての国民にとって重要な意味を持つという事実に着目し、その費用を含め、国民が連帯して支えていくという視点で考えていくことが重要であると思われる。すなわち、直接給付を受ける可能性の多寡にかかわらず、現役世代・高齢者、そして、企業等が一定の費用負担を行う仕組みである。
- こうした仕組みの中には、税を通じた財源確保も含まれよう。しかし、次世代育成支援という大きな目標に対し、国民が自覚的に参加し、これを支えていくという観点からは、国民一人ひとりがこの目的のために拠出するという枠組みの方が、よりその趣旨が明確となる。
- こうした枠組みの具体的な設計を考えるに当たっては、制度の効率的な運営という観点からも、白地に絵を描くことは適当ではない。年金制度を始め既存の社会保険制度は世代間扶養を基本として設計されており、次世代の存在によってその持続可能性が確保されるという宿命を有していることを踏まえると、既存の社会保険の徴収機構の活用を検討することが適当である。また、「拠出なくして給付なし」の原則を採り、拠出した者についてのみ保育や児童手当といった子育て支援給付を行うような制度設計を検討することも重要である。
こうした措置を講じることにより、徴収の確実性を高めるとともに、既存の社会保険制度にとっても、若い世代にとって保険料負担の見返りを実感できる仕組みとなり、保険料の納付意欲の向上を期待できるものと思われる。
- なお、受給可能性の多寡にかかわらず、次世代育成支援のために幅広く拠出を求めるとの考え方については、国民、企業等の理解と納得が得られるかなどの課題もあり、今後、様々な観点からさらに掘り下げた検討が行われることを期待したい。

(4) 社会保障に要する費用の増大

- 次世代育成支援施策の充実を検討するに当たっては、今後とも高齢化の進行が見込まれる中で、社会保障負担の増加を懸念する声が大きいことを踏まえ、社会保障費用全体を視野に入れながら考えていくことが必要である。一方、子育て支援施策は、高齢化の進行に伴い費用の増大が予想される高齢者関係施策と異なり、対象者（児童）が減少していくという傾向にあり、将来的に費用が増大していくものではない。
- これらの点を踏まれば、制度を構想するに当たっては、社会保障全体でみた場合、新たに大幅な負担増とならないよう、高齢者世代の理解を得ながら、高齢者関係給付の伸びをある程度抑制し、これを支える若い世代の負担の急増を抑えるとともに、子育て支援施策の充実を図るといった給付構造の見直しを推進することが適当である。
- こうした給付構造の見直しを通じ、現役世代の実質的な負担水準を軽減することができれば、世代間の公平の確保、ひいては年金制度を始めとする世代間扶養を基本とする社会保障制度に対する若い世代の理解を高めることにつながるほか、結果として、少子化に歯止めがかかり将来の支え手が増えることとなれば、社会保障制度の安定という点でも意義あるものと考えられる。

(参考1)

次世代育成支援施策の在り方に関する研究会委員名簿

(座長) 京極高宣 (日本社会事業大学学長)

柏女霊峰 (淑徳大学教授)

新澤誠治 (東京家政大学教授)

杉山千佳 (子育て環境研究所代表)

鈴木真理子 (岩手県立大学助教授)

武石恵美子 (東京大学社会科学研究所助教授)

柄本一三郎 (上智大学教授)

堀 勝洋 (上智大学教授)

宮武 剛 (埼玉県立大学教授)

山縣文治 (大阪市立大学教授)

山崎泰彦 (神奈川県立保健福祉大学教授)

(参考2)

次世代育成支援施策の在り方に関する研究会検討経緯

第1回 平成15年4月21日(月)
○ 検討項目(案)について

第2回 平成15年5月14日(水)
○ 給付の在り方について
・ 地域における子育て支援の在り方
・ 保育サービスの在り方
・ 経済的支援の在り方

第3回 平成15年5月22日(木)
○ 給付の在り方について
・ 経済的支援の在り方
○ 財政枠組み(財源)の在り方について

第4回 平成15年6月 3日(火)
※ 施設視察(江東区子ども家庭支援センター)
※ 保育関係者ヒヤリング
○ これまでの議論の整理について

第5回 平成15年8月 7日(木)
○ 次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書(案)について

2005年 OECD社会政策担当大臣会合 「機会拡大:積極的な社会政策の貢献」 最終コミュニケ

我々、OECDの社会政策担当大臣は2005年3月31日から4月1日までパリで会合を開き、「機会拡大:積極的な社会政策の貢献」について討議した。議長はアート・ジャン・デ・ゲウス・オランダ社会問題雇用大臣、副議長はベリット・アンドノール・スウェーデン社会問題大臣と金槿泰・韓国保健福祉部長官が務めた。この会合の一環として「政府のみが社会保障を提供しなければならないのか」と題したフォーラムも開かれた。BIAC(経済産業諮問委員会)とTUAC(労働組合諮問委員会)もこのフォーラムに参加し、我々と協議した。

我々は、社会が社会的目標を達成できるかどうかは経済の力強さに左右されるということ意見が一致した。経済成長は、家庭に支援を提供し、政府の援助の必要性を減らす上で極めて重要である。効果的な経済政策は、機会を拡大し、より多くの資産を活用できるようにする上で、効果的な社会政策を補完する。同様に、経済的な活力を生み出すとともに柔軟な労働市場に寄与し、子供時代の経験が成人後の不利な状況を招来しないようにし、労働市場や社会からの疎外を防ぎ、持続可能な高齢者支援システムを確保するには、効果的な社会政策が必要とされる。社会政策は、単に不幸や災難に備えるばかりでなく、人々の能力への投資や潜在的な可能性の実現も重視する、積極的なものでなければならない。

今回会合の主な結論

⇒社会政策や家族政策は、子供や若者が人生の最良のスタートを切れるよう支援し、子供から大人への成長を助けるものでなければならない。すべての親が仕事と家庭生活の両立の面でより良い選択ができるようにすることは、特に女性にとって機会の拡大につながり、経済的利益の創出ももたらす。家族に優しい政策は、出生率が過度に低い国では、出生率の上昇を後押しする可能性もある。

- ・ 子供の発達を促進するために、社会と家族は十分な資源を投資する必要がある。社会と政府機関全てが自らがとる政策が子供に与える影響を考えるべきである。
- ・ 子供が必要とする資源(金銭的および時間的)を与えられないでいる家族については、特に重点的に取り組むべきである。雇用を通じて家族の財政状況を改善し、適切な保育や教育支援を利用できるようにし、子供の貧困を効果的に削減できるように現金その他の給付を設計することが必要である。
- ・ 育児と仕事の両立を支援する幅広い柔軟な家族支援サービス(保育、質の高い育児介助、結婚生活指導など)を整備し、そのための財源を確保すべきである。
- ・ 子供の長期的な発達にとって母親と父親が共に重要であることを認識するとともに、家庭生活で両者が十分かつ積極的な役割を果たすよう奨励すべきである。
- ・ どこでも、適切な情報に基づいた質と選択によって、手頃な費用で、柔軟に、保育サービスを受けられるようにすべきである。
- ・ 親が働きながら十分な子育てができるように、労働時間の柔軟性、パートタイム労働、適切な育児休暇制度を促進すべきである。

⇒世代間の社会的均衡の改善は、OECD諸国が直面している最も重要な課題の一つであり、今後ずっとそうであり続ける。年金制度の社会的、財政的な持続可能性を改善する必要がある。

- ・ OECD諸国は公共・民間支出の世代間配分と所得・資産配分へのその長期的な影響を分析すべきである。
- ・ 高齢者の貧困を減らすこれまでの取り組みを強化する必要がある。寿命の伸びを反映した勤労生活の長期化は、生活水準の維持に寄与するとともに、世代間の争いが生じるのを未然に防ぐ可能性がある。
- ・ 特定のセクターで働いていたために年金を受けられない人は十分な所得を必要とするが、こうした所得は財政が責任を持って提供すべきである。
- ・ 社会政策はアクティブエイジング(活力ある高齢化)と老後の自立を促進すべきである。

⇒適切な社会的支援が整備されていない限り、家庭の崩壊、家族介護の必要、病気、失業はいずれも長期的な失業状態につながる可能性がある。社会政策は、雇用障壁の削減、自立支援、働けない人への十分な給付の支給などにより、貧困を削減することができる。我々は、シングルペアレント、高齢労働者、障害者、長期間社会扶助を受けている人々は働くことができない、あるいは働くべきではないという誤った前提を捨てるべきである。「OECD雇用戦略」の見直しでは、労働市場からの排除に終止符を打つのに役立つ政策を特定すべきである。

- ・ 政策はそれぞれのニーズに沿ったものにするとともに、政策介入は早期に実施すべきである。
- ・ 政府が就労と社会参加への障害を克服するための資源を提供するとすれば、個人にはその機会を活用する責任がある。
- ・ 給付金受給者にとって就労を割に合うものにしなければならない。これは、税制や給付制度の見直し、十分な賃金を支給するための措置、就労の非金銭的側面の魅力化などにより、実現できる。
- ・ 障害者給付も、雇用を妨げるのではなく、雇用を奨励するように設計すべきである。障害者の就労支援には、追加的なコミットメントと投資が必要となる。

⇒こうした社会政策上の課題については責任を共有しなければならない。経済的活力と社会目標の整合性を高めるには、すべての関係者（雇用主、労働者、雇用主と労働者それぞれの代表組織、あらゆるレベルの政府、個人、地域社会、広範な非政府組織など）間に共通の目的が必要となる。社会的プログラムの個々の受益者には、自身の能力開発に寄与する責任がある。

- ・ 社会政策の利用し易さ、対応性、質、効率性を向上させるには、すべての主要な社会的関係者を政策対話に参加させる必要があるが、政策の実効性を上げるには、明確なプログラム目標を確立・追求しなければならない。
- ・ 民間の方がより多くの選択肢を提供し、適切な対象範囲を確保し、より柔軟で効率的な社会保障を提供できる場合には、営利、非営利を問わず、民間による社会保障の提供を促進してもよい。
- ・ パートナースHIPや市場、準市場を効果的に活用して社会保障サービスを提供するには、様々な関係者の責任と役割を明確化しなければならない。市民が継続的に利用し易い適切なサービスを受けられるようにするとともに、財政へのアカウンタビリティを確保するためには、公的機関はサービスの提供を効果的に規制できなければならない。
- ・ 必要に応じて勧告、規制、インセンティブなどにより、これまで排除されていたグループや排除の危険にさらされていたグループに対する企業の雇用意欲を高めるべきである。

OECDがさらに取り組むべき分野

我々はOECDに対し、以下の分野におけるさらなる取り組みを求める：

■ 児童福祉と家族支援

OECDは、子供の貧困を軽減し、ひいてはその根絶に寄与する政策、世代間でパイを奪い合うサイクルを絶ち切る政策、順調に人生を歩んでいく子供の力を育む政策などを特定すべきである。OECDは家族への支援で政策の果たすべき役割に目を向けるべきである。

■ 年金政策の将来的な社会・経済的影響

OECDは、年金制度改革が個人の財政的・社会的状況に及ぼす影響やより幅広い経済的影響を分析するとともに、年金制度の一層の近代化への必要性について評価を行うべきである。

■ 労働市場における障害者

OECDは、可能な場合には障害者の就労を維持し、必要な場合には障害者の仕事への復帰を後押しできる社会政策・労働市場政策を特定すべきである。また、若年障害者の特定の問題に対処する適切な政策についても検討すべきである。

■ 社会保障における権利と責任の新たなバランス

OECDは、労働市場から疎外された人々など、様々なグループに対する積極的な社会政策、制裁、財政的インセンティブ間の適切なバランスに注目すべきである。社会政策は所得の再配分で重要な役割を果たすが、給付金受給者の労働復帰を妨げる制度的障害となる可能性もある。社会保障における権利と責任の新たなバランスが必要とされている。

■ 人生のリスク、生涯、社会政策

OECDは、特定の極めて重要な「移行点」での政策介入や人生のある時点から別の時点への所得の再配分など、どうすれば社会的・経済的目標を最もよく実現できるかを特定すべきである。OECDは、生涯にわたる社会政策に資金を供給するための最善の方法についてさらに評価すべきである。

平成20年度 幼稚園就園奨励費補助の概要

平成20年度予算額 19,212百万円
(平成19年度予算額 18,453百万円)

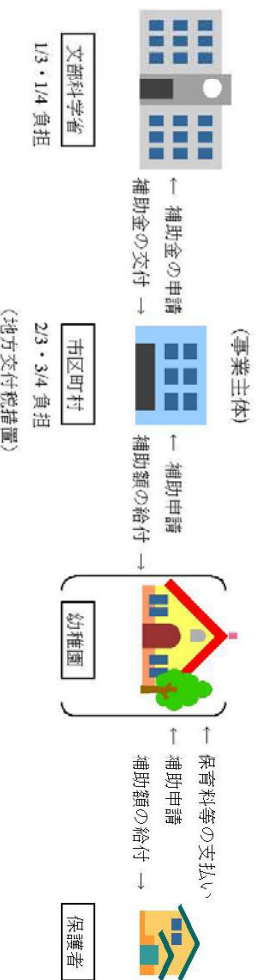
1. 事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。

【 補助率 】

- ・一般市町村 1 / 3 以内
- ・東京都特別区 1 / 4 以内 (財政力指数1.00超の指定都市 1 / 4 以内)

【 一般的な事業の流れ 】

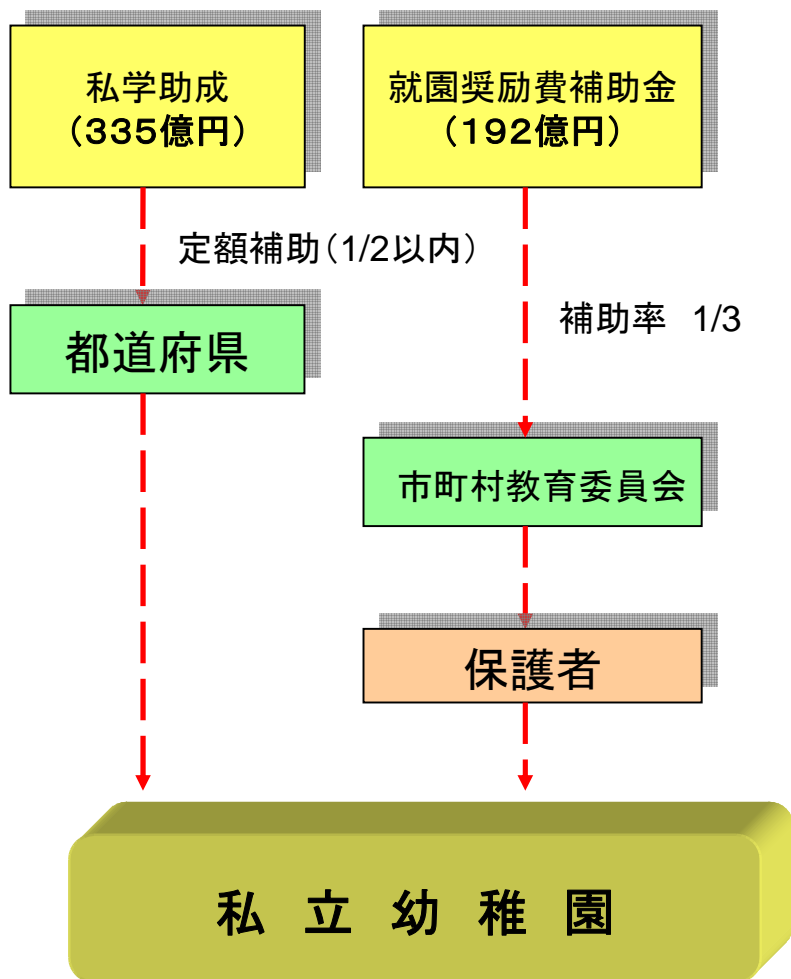


2. 平成20年度予算のポイント

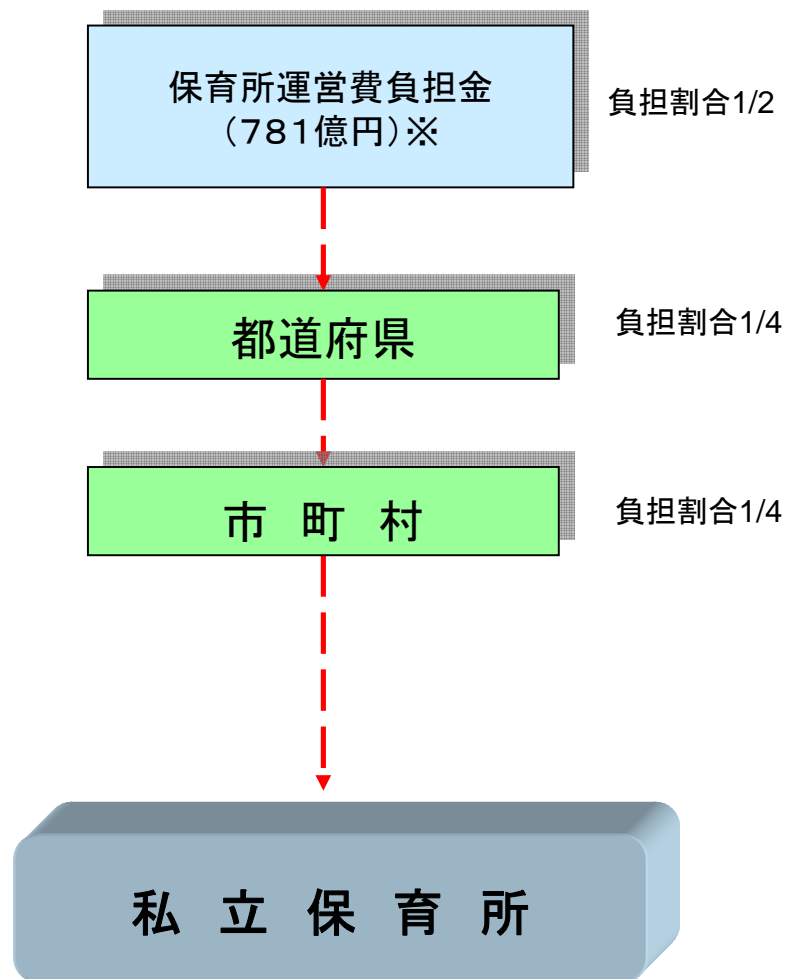
- 対前年度予算額 7億6千万円増額 ⇒ 予算額総額192億円
- 対象園児1人当たりになると 平均3,000円増額 (年額)

私立の幼稚園・保育所(3~5歳児)の経常費(国費) ※平成20年度予算額

〈文部科学省〉

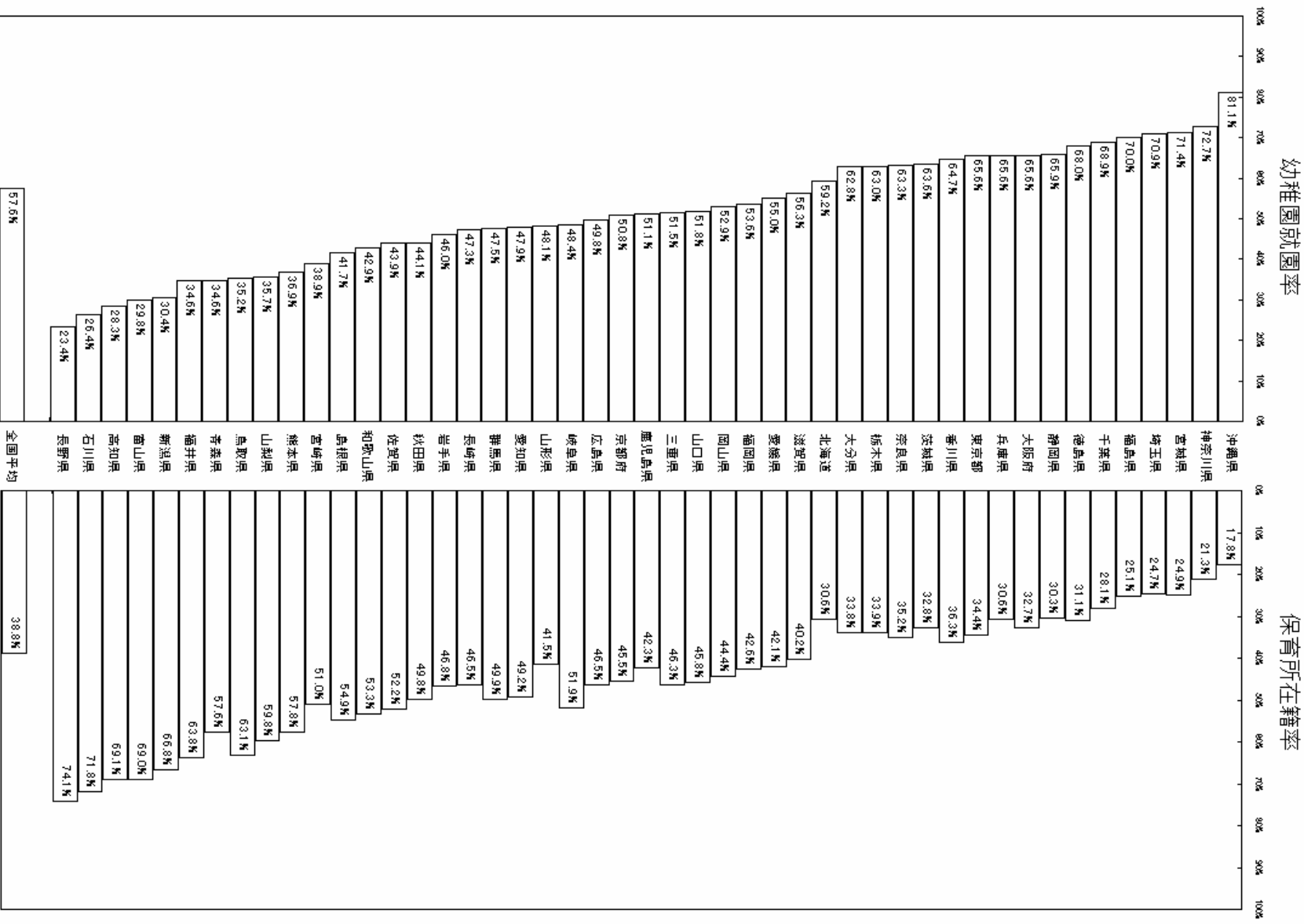


〈厚生労働省〉



※0~5歳児全体では、3,276億円

都道府県別幼児教育の普及状況（5歳児）



（注）保育所在籍率については、「平成17年社会福祉施設等調査」の5歳及び6歳の幼児を学齢ご換算し、文部科学省で推計したものである。

（資料）文部科学省「平成17年度学校基本調査報告書」、厚生労働省「平成17年社会福祉施設等調査」

全国市町村の幼稚園・保育所の設置状況

(H18. 5. 1現在)

	市町村の人口規模						計	
	5千人未満	5千～1万人	1～2万人	2～5万人	5～10万人	10万人以上		
市 町 村 数	幼稚園・保育所設置	62 3.4%	159 8.6%	262 14.2%	417 22.6%	275 14.9%	282 15.3%	1,457 79.1%
	幼稚園のみ設置	19 1.0%	2 0.1%	6 0.3%	2 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	30 1.6%
	保育所のみ設置	144 7.8%	94 5.1%	64 3.5%	24 1.3%	1 0.1%	0 0.0%	327 17.7%
	幼稚園・保育所とも未設置	25 1.4%	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	29 1.6%
	計	250 13.6%	258 14.0%	332 18.0%	443 24.0%	277 15.0%	283 15.4%	1,843 100.0%
	幼稚園設置	81 4.4%	161 8.7%	268 14.5%	419 22.7%	275 14.9%	283 15.4%	1,487 80.7%
	幼稚園未設置	169 9.2%	97 5.3%	64 3.5%	24 1.3%	2 0.1%	0 0.0%	356 19.3%
	保育所設置	206 11.2%	253 13.7%	326 17.7%	441 23.9%	276 15.0%	282 15.3%	1,784 96.8%
保育所未設置	44 2.4%	5 0.3%	6 0.3%	2 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	59 3.2%	

注)東京23区は、1市町村として扱っている。

文部科学省調べ

預かり保育の実施状況について

平成19年6月1日時点調査

1 預かり保育の実施数について

- 9,809園（実施率 71.7%）
 - うち公立幼稚園 2,502園（実施率 46.5%）
 - 私立幼稚園 7,307園（実施率 88.1%）

※ 実施率は、幼稚園（平成19年度学校基本調査）に占める預かり保育を行っている割合

2 預かり保育を行う条件について

保護者側の理由	公立		私立		合計	
	園数	割合	園数	割合	園数	割合
ア 保護者の就労	1,429	57.1%	3,843	52.6%	5,272	53.7%
イ 保護者の他の子供の学校行事参加等	1,375	55.0%	3,624	49.6%	4,999	51.0%
ウ 保護者の近親者（高齢者等）の介護等	1,073	42.9%	2,273	31.1%	3,346	34.1%
エ 保護者のボランティア活動等の社会参加	589	23.5%	1,670	22.9%	2,259	23.0%
オ 保護者の育児からのリフレッシュ等	631	25.2%	2,414	33.0%	3,045	31.0%
カ 特に理由は問わない	850	34.0%	5,197	71.1%	6,047	61.6%

※ 割合は、預かり保育実施園数に占める割合

3 預かり保育の実施日数等について

○ 長期休業期間中以外の実施日数等

① 週当たりの実施日数について

(単位:園)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	その他	合計
公立	54	95	53	218	1,327	196	9	536	2,488
	2.2%	3.8%	2.1%	8.7%	53.0%	7.8%	0.4%	21.4%	99.4%
私立	21	45	40	272	5,141	1,650	37	94	7,300
	0.3%	0.6%	0.5%	3.7%	70.4%	22.6%	0.5%	1.3%	99.9%
合計	75	140	93	490	6,468	1,846	46	630	9,788
	0.8%	1.4%	0.9%	5.0%	65.9%	18.8%	0.5%	6.4%	99.8%

※ 割合は、預かり保育実施園数に占める割合

② 預かり保育の終了時間について

(単位:園)

	教育時間 開始前のみ	午後3時以 前	午後3~4 時	午後4~5 時	午後5~6 時	午後6~7 時	午後7時を 超える	計
公立	25	302	891	419	671	178	2	2,488
	1.0%	12.1%	35.6%	16.7%	26.8%	7.1%	0.1%	99.4%
私立	8	30	292	1,937	3,753	1,218	62	7,300
	0.1%	0.4%	4.0%	26.5%	51.4%	16.7%	0.8%	99.9%
計	33	332	1,183	2,356	4,424	1,396	64	9,788
	0.3%	3.4%	12.1%	24.0%	45.1%	14.2%	0.7%	99.8%

※ 割合は、預かり保育実施園数に占める割合

③ 教育課程に係る教育時間開始前に預かり保育を実施する幼稚園数について

公立	私立	計
616	2,793	3,409
24.6%	38.2%	34.8%

※ 割合は、預かり保育実施園数に占める割合

4 長期休業期間中の実施状況(平成18年度実績)について

① 長期休業期間における実施状況について

(単位:園)

	公立		私立		計	
	数	割合	数	割合	数	割合
夏季休業日のみ	259	10.4%	776	10.6%	1,035	10.6%
冬季休業日のみ	0	0.0%	17	0.2%	17	0.2%
春季休業日のみ	2	0.1%	5	0.1%	7	0.1%
夏季及び冬季休業日	188	7.5%	351	4.8%	539	5.5%
夏季及び春季休業日	6	0.2%	130	1.8%	136	1.4%
冬季及び春季休業日	6	0.2%	19	0.3%	25	0.3%
夏季、冬季及び春季休業日	741	29.6%	4,181	57.2%	4,922	50.2%
計	1,202	48.0%	5,479	75.0%	6,681	68.1%

※ 割合は、預かり保育実施園数に占める割合

② 長期休業期間中における預かり保育の実施時間数について

(単位:園)

預かり保育実施時間数	1～3時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8時間を越える	計
公立	129	41	12	17	71	185	746	1,201
	5.2%	1.6%	0.5%	0.7%	2.8%	7.4%	29.8%	48.0%
私立	111	159	189	283	340	987	3,410	5,479
	1.5%	2.2%	2.6%	3.9%	4.7%	13.5%	46.7%	75.0%
計	240	200	201	300	411	1,172	4,156	6,680
	2.4%	2.0%	2.0%	3.1%	4.2%	11.9%	42.4%	68.1%

※ 割合は、預かり保育実施園数に占める割合

預かり保育の事例について

事例1（東京都）

- 幼稚園は都市部の商業地と住宅地が混在し、地域のつながりが残されている地域にある。この地域では、近年幼児をもつ世帯が増加する傾向にあり、両親とも就労しながら、幼稚園教育を受けさせたいという要望に応えるため、平成13年度から預かり保育を実施している。

1 預かり保育の実施日・時間等について

- 月～金及び第1・3土曜日
教育課程に係る教育時間終了後～18:30
7:30～9:00
- 第2・4土曜日及び長期休業期間中
7:30～18:30
- 原則として、日曜日・祝日・年末年始・園長の定め
た日（運動会などによる振替等）は実施しない。

2 保育担当者の体制について

- 預かり保育専任担当者の加配複数配置（非常勤、
幼稚園教諭免許保有者）
《午前担当2名、午後担当2名》
※ 午前担当者及び午後担当者とも、幼稚園の運営に
必要な業務をする。

3 保育内容等について

- 年間計画、日案を作成している。
- おやつを購入しに行くときなど生活に変化をつける
場合には、必ず管理職に連絡するなど、連絡体制を整
備するとともに、安全確認を行う。

事例2（岡山県）

- 幼稚園は農村地域にあり、両親や祖父母とも就労し
ている場合が多い。また、地域に同年代の幼児が少な
く友達とのかかわりがもちにくいことから、保護者の要
望や地域の活性化を目的として平成5年度から預かり
保育を実施している。

1 預かり保育の実施日・時間等について

- 月～金
14:00～18:00
- 休園日及び長期休業期間中（月～金）
8:00～18:00
- 土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日は実施し
ない。

2 保育担当者の体制について

- 臨時的任用職員（幼稚園教諭免許保有者） 1名
- 補助者（通常の教育課程に係る教育時間の教諭） 1名

3 保育内容等について

- 通常の教育課程に係る教育時間との関連を考慮し、
大まかな生活の流れや遊びの内容を計画している。
- 通常の教育課程に係る教育時間の活動を考慮して、
ゆったりとした時間を過ごせるようにする。

事例3（徳島県）

○ 幼稚園は農村地域にあり、保護者の多くが農業に従事している。家の周りには田畑が多く、水路がはりめぐされているので、幼児のみで遊ばせるのは危険もある。保護者の要望により、昭和56年度から預かり保育を実施している。

1 預かり保育の実施日・時間等について

- 月～土
教育課程に係る教育時間終了後～17:30
- 長期休業期間中
9:00～17:30

2 保育担当者の体制について

- 臨時幼稚園教員（幼稚園教諭免許保有者）として、他の職員と同様に採用し、1名から2名を預かり保育担当者として配置。

3 保育内容等について

- 自然に恵まれた園庭での活動を多く取り入れる。
- おやつ作りや散歩など、よく家庭で経験する内容を積極的に取り入れる。

事例4（岩手県）

- 幼稚園は新興住宅地にあり、核家族の家庭が多い。母親が安心して仕事や社会活動に参加しやすくなるよう、子育て支援の一環として、平成11年度から預かり保育を実施している。
- また、保護者の病院への通院などの火事の都合でも利用したいとの要望を受け、平成12年度から一時預かりを実施したことによち、預かり保育の希望者が増加している。

1 預かり保育の実施日・時間等について

- 幼稚園における教育日
教育課程に係る教育時間終了後～18:00
- 長期休業期間中
8:30～18:00
- 土曜日・日曜日・8月13～16日・12月28日～1月5日
・3月29日～4月3日・幼稚園長が指定する日には実施しない。

2 保育担当者の体制について

- 預かり保育専任担当者 1名
- 通常の教育課程に係る教育時間の教諭 1名
- 預かり保育の人数が15人以上となった場合は、非常勤職員を補助者として対応する。

3 保育内容等について

- 園庭などでの好きな遊び、集団遊び、テレビ・ビデオ視聴、絵本、本の読み聞かせ、動植物の世話や観察、昼寝、基本的な生活習慣の定着、季節感を大切に活動（散歩等）

幼稚園の預かり保育に係る関係規定 幼稚園教育要領(抄)

第1章(総則)

第3 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること

第3章(指導計画作成上の留意事項)

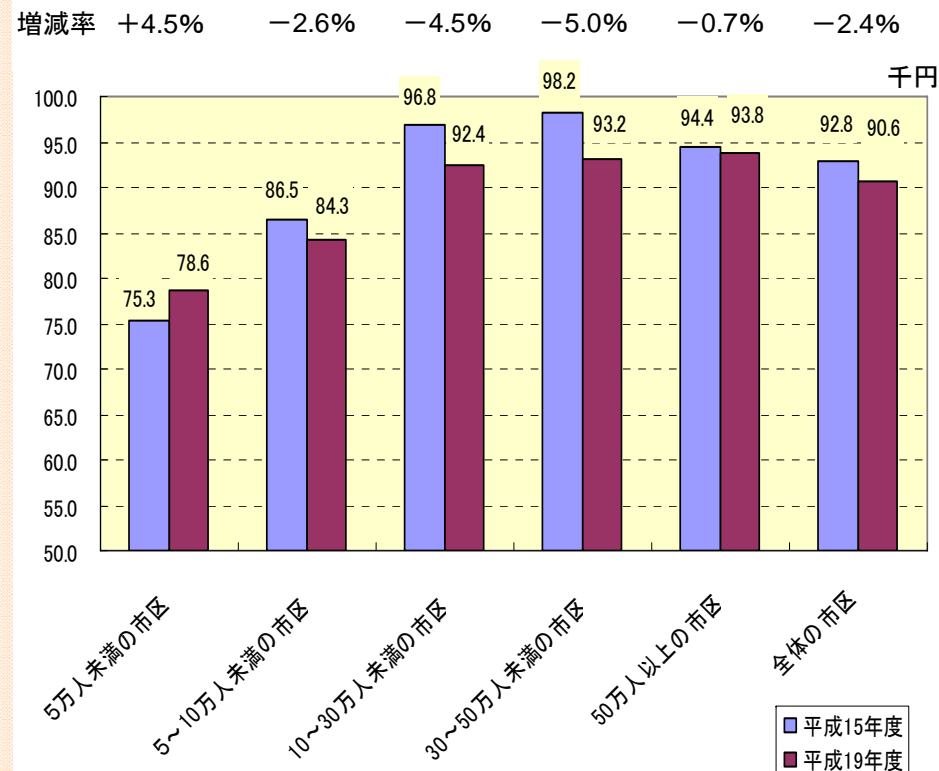
第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。
 - (1)教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2)家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3)家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4)地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活リズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5)適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。

一般財源化による保育所運営費にかかる影響等に関する調査

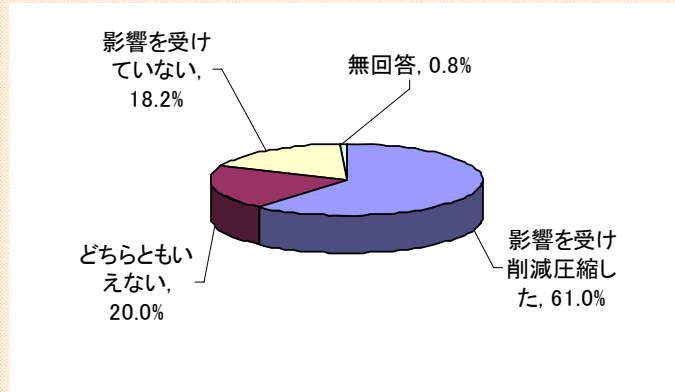
※ 日本保育協会調べ(平成19年4月調査) 593市より回答

一般財源化による保育所運営費の入所児童1人当たり月額経費への影響



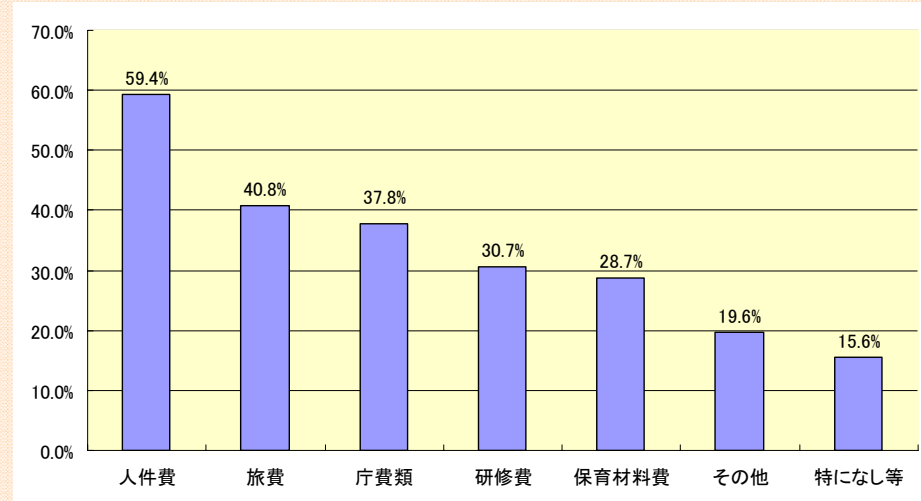
- 公立保育所運営費が一般財源化された前年の平成15年度とその後
の平成19年度の保育所運営費の入
所児童1人当たりの月額経費を比
較してみると、全市平均で2.4%の
減額となっている。
- 比較的人口が多い30万人以上50
万人未満の市では、5.0%と大幅に
減額している。

保育所運営費の予算措置への影響



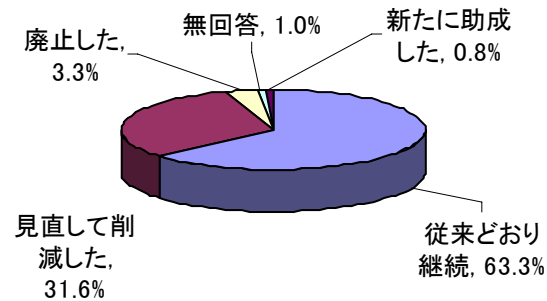
- 一般財源化後に、公立保育所運営費の予算を削減したと答えた市は全体の61.0%に達した。
- 個別に見ると、人口30万人未満の市において削減の影響を受けたと答えた市は62%を超えている一方、人口50万人以上の大都市で削減の影響を受けたと答えた市は25%となっている。

保育所運営費のうち節減された主な経費



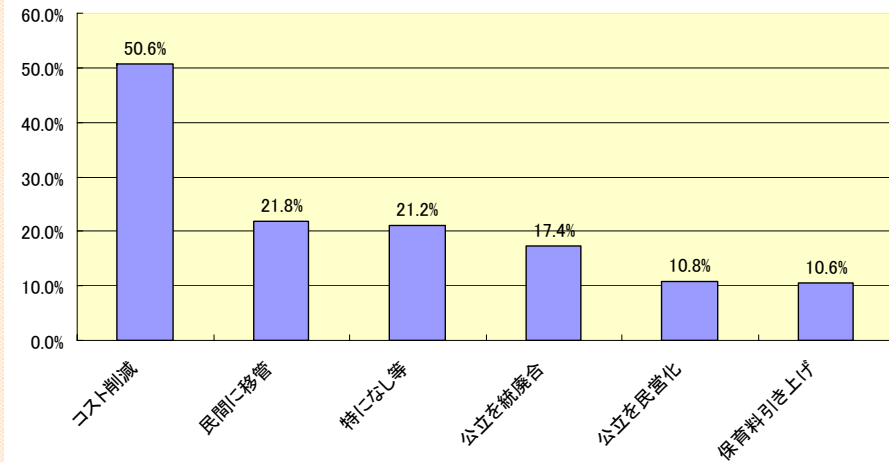
- 保育所運営費のうち節減された主な経費については、人件費を削減した市は59.4%に達している。
- 個別に見ると、地区別では北信越、中国、四国地区では、7割以上の市で人件費を削減したと答えている。

民間保育所に対する市単独助成への影響



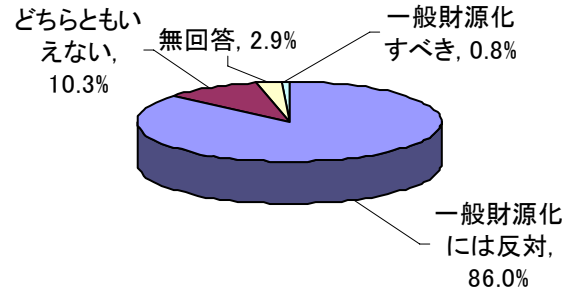
- 平成16年度以降の民間保育所への市単独の運営費助成の状況については、市単独補助を行っていた市のうち、廃止したと答えた市は3.3%となっており、見直して削減したと答えた市は31.6%となっている。

保育所運営費の財源節減のために行った対応



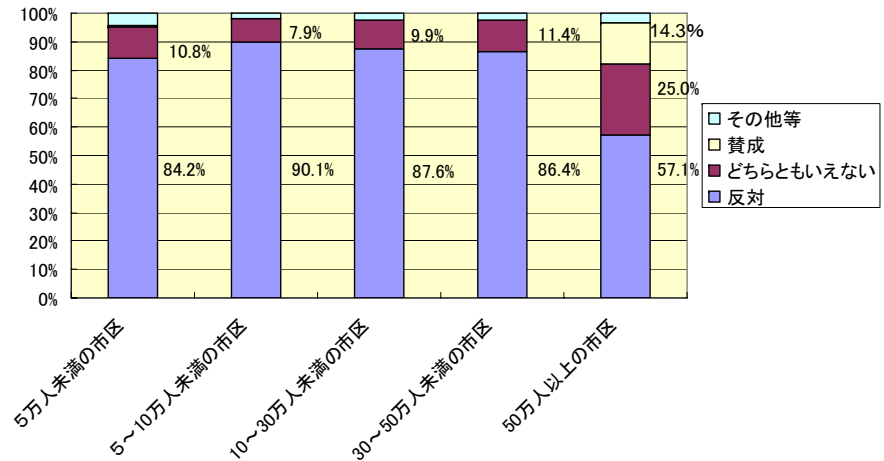
- 保育所運営費の財源を確保するため、コスト削減したと答えた市は、50.6%に達し、次いで公立保育所の民間移管、統廃合等となっている。
- また、保育料を引き上げた市も10.6%あり、個別に見ると、地区別では近畿で19.8%、北海道・東北で14.8%、四国で12.0%、関東で11.5%の市が保育料を引き上げたと答えている。

民間保育所運営費の一般財源化



- 国は「保育の質を確保」するため一定水準で負担すべきである（一般財源化反対）と答えた市が86.0%に達した一方で、国の補助は廃止し、市に委ねるべき（一般財源化賛成）であると答えた市は、0.8%であった。

民間保育所運営費の一般財源化（人口規模別）



- 民間保育所運営費の一般財源化については、個別に見ると、一般財源化反対である市の割合が人口5万人以上10万人未満の市で最も多く9割を超え、人口50万人以上の大都市では、57.1%と低くなっている。
- 地区別では北信越、近畿、中国の地区の市では、9割以上の市が一般財源化に反対と答えている。